

岐阜県警察本部長が保有する公文書の公開等に関する規程

平成14年3月19日

岐阜県警察告示第1号

(原文縦書き)

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。)第29条の規定により、岐阜県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が保有する公文書の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書の様式)

第2条 条例第11条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書(別記第1号様式)とする。

(公文書公開決定通知書等の様式)

第3条 条例第12条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

- (1) 公文書の公開をする旨の決定をしたとき 公文書公開決定通知書(別記第2号様式)
- (2) 公文書の部分公開をする旨の決定をしたとき 公文書部分公開決定通知書(別記第3号様式)
- (3) 公文書の公開をしない旨の決定をしたとき 公文書非公開決定通知書(別記第4号様式)

2 条例第12条第4項に規定する書面は、決定期間延長通知書(別記第5号様式)とする。

3 条例第12条第5項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書(別記第6号様式)とする。

(公文書公開請求事案移送通知書の様式)

第4条 条例第13条第1項に規定する書面は、公文書公開請求事案移送通知書(別記第7号様式)とする。

(公文書の公開に係る意見書提出の機会の付与等)

第4条の2 条例第14条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面及び同条第2項に規定する書面は、公文書の公開に係る意見照会書(別記第8号様式)とする。

3 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に係る意見書(別記第9号様式)とする。

4 条例第14条第3項に規定する書面は、公文書の公開決定に係る通知書(別記第10

号様式)とする。

(電磁的記録等の公開方法)

第5条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) フィルム 専用機器を用いて映写したもの若しくは用紙等に印刷し、若しくは印画した物の閲覧又は用紙等に印刷し、若しくは印画した物の交付
- (2) 警察本部長が保有する専用機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)を用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力した物若しくは再生したものの閲覧若しくは視聴又は用紙に出力した物の写しの交付
- (3) 警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができない電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) フィルム 用紙等に印刷し、又は印画した物の写しの閲覧又は交付
- (2) 前項第2号の電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力した物の写し若しくは当該電磁的記録を複製したものを警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該用紙に出力した物の写しの交付
- (3) 前項第3号の電磁的記録 当該電磁的記録を複製したものを警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧、聴取又は視聴

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号及び第3号並びに前項第2号及び第3号に掲げる電磁的記録については、磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体に複製した物の提供が容易であるときは、当該複製した物を供与することができる。

(公文書の写し等の供与)

第6条 公文書の公開を行う際に供与する公文書の写し等(印刷し、印画し、及び複製した物を含む。)の部数は、請求があった公文書1件につき1部とする。

(審査請求に係る公文書の公開通知書の様式)

第6条の2 条例第18条第3項において準用する条例第14条第3項に規定する書面は、審査請求に係る公文書の公開通知書(別記第11号様式)とする。

(公文書の検索資料)

第7条 条例第26条第2項に規定する資料は、文書ファイル管理簿とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日岐阜県警察告示第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月27日岐阜県警察告示第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に改正前の第2条の規定により作成されている公文書公開請求書の用紙（以下「旧用紙」という。）は、改正後の第2条の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成28年3月29日岐阜県警察告示第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

公文書公開請求書

年 月 日

岐阜県警察本部長 様

住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 -)
氏 名 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の名称〕	

連絡先及び通知書の送付先

住 所	(郵便番号 -)
担当者氏名	電 話 番 号

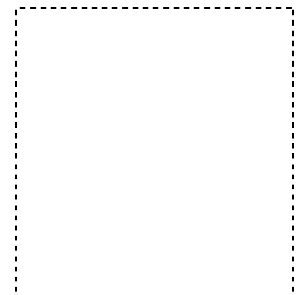
岐阜県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求する公文書の件名又は内容 〔公文書の件名又は知り たいと思う事項を具体的 に記入してください。〕	
公文書の公開の方法の区分	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写し等の供与 3 1及び2 4 郵送による写し等の供与

注1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 下の欄は記入する必要はありません。

処理状況	年 月 日決定通知 (公開[即日公開]・部分公開・非公開)	決定期限	整理番号
		・ ・	No.
備 考		担当 (請求書送付先)	



公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定したので、通知します。

公開を請求された公文書の件名又は内容	
公文書の公開の日時	午前 午前 年 月 日 () 時 から 時 までの間 午後 午後 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を下記担当宛てに電話等で御連絡ください。
公文書の公開の場所	
担 当	電話番号 — — (内線)
備 考	
注 公文書の公開を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示してください。	

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので、通知します。

公開を請求された公文書の件名又は内容	
公文書の公開の日時	午前 午前 年 月 日 () 時 から 時 までの間 午後 午後 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を下記担当宛てに電話等で御連絡ください。
公文書の公開の場所	
公文書の公開をしない部分及び理由	(公文書の公開をしない部分) 岐阜県情報公開条例第6条第 号に該当 (理由)
※上記理由がなくなる日	年 月 日
担当	電話番号 - - (内線)
備考	
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示してください。</p> <p>2 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。</p>	

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので、通知します。

公開を請求された公文書の件名又は内容	
公文書の公開をしない理由	岐阜県情報公開条例第6条第 号に該当・第9条に該当・不存在・その他（理由）
※上記理由がなくなる日	年 月 日
担当	電話番号 - - (内線)
備考	
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>注 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。</p>	

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第 4 項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定期間を延長したので、通知します。

公開を請求された公文書の件名又は内容	
岐阜県情報公開条例第12条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当	電話番号 — — (内線)
備考	

決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第5項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定期間を延長したので、通知します。

公開を請求された公文書の件名又は内容		
岐阜県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき公開決定等をする期間及びその部分	期 間	年 月 日まで
	相当の部分	
岐阜県情報公開条例第12条第5項の規定を適用する理由		
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日	
担 当	電話番号 — — (内線)	
備 考		

公文書公開請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

公開を請求された公文書の件名又は内容		
移送を受ける実施機関及び担当課(所)等 〔 公開決定等をする実施機関 〕	実施機関	
	担当課(所)等	電話番号 — — (内線)
移送をした日	年 月 日	
移送の理由		
移送をした実施機関及び担当課(所)等	実施機関	
	担当課(所)等	電話番号 — — (内線)
備考		

公文書の公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

岐阜県情報公開条例第11条の規定により、 に関する情報が記録されている公文書の公開請求がありましたので、当該公文書を公開するかどうかの決定を行う際の参考とするため、同条例第14条第 項の規定により御意見を伺います。

つきましては、当該公文書を公開することにつき御意見がある場合は、別紙「公文書の公開に係る意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、意見書の提出がない場合は、御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

公開請求に係る公文書の件名又は内容	
公開請求に係る公文書に記録されている に関する情報の内容	
公開請求があった日	年 月 日
岐阜県情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	岐阜県情報公開条例第14条第2項第 号を適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	電話番号 — — (内線)
備 考	

公文書の公開に係る意見書

年 月 日

岐阜県警察本部長 様

住 所 〔法人その他の団体にあつて は、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 ー)
氏 名 〔法人その他の団体にあつて は、主たる事務所の名称〕	
連 絡 先 電 話 番 号	ー ー

年 月 日付けで照会があった公文書の公開について、次のとおり回答します。

公開を請求された公文書の件名又は内容	
(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)	
1 公開されても支障を生じない。	
2 公開されると支障を生ずる。	
(公開により支障を生ずる部分)	
(その理由)	

公文書の公開決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

から 年 月 日付けで「公文書の公開に係る意見書」の提出がありました公文書について、岐阜県情報公開条例第14条第3項の規定により、次のとおり公開することを決定しましたので、通知します。

公開請求に係る公文書の件名又は内容	
公開することとしたに関する情報の内容	
公開決定をした日	年 月 日
公開することとした理由	
公開を実施する日	年 月 日
担当	電話番号 — — (内線)
備考	
<p>(教示)</p> <p>1 この通知に係る決定に不服がある場合には、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、審査請求と併せて執行停止の申立てがなされなければ、原則として当該情報を公開することとなります。</p> <p>2 この通知に係る決定については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>また、公開を実施する日までに取消訴訟が提起され、かつ、裁判所に執行停止の申立てがなされなければ、 に関する情報を公開することとなります。</p>	

審査請求に係る公文書の公開通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

に関する情報が記録されている公文書について、 年 月 日付け 第 号で行った決定に係る審査請求に対する裁決に従い、次のとおり公開することとしましたので、岐阜県情報公開条例第18条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定により、通知します。

審査請求に係る公文書の件名又は内容	
公開することと した に関する情報	
審査請求に対する裁決の理由	
公開を実施する日	年 月 日
担 当	電話番号 - - (内線)
備 考	
<p>(教示)</p> <p>この通知に係る裁決については、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づくその裁決に係る処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>また、公開を実施する日までに取消訴訟が提起され、かつ、裁判所に執行停止の申立てがなされなければ、 に関する情報を公開することとなります。</p>	

注 この様式は、条例第18条第3項第1号に該当する場合にあつては、教示事項を削り、使用するものとする。